

運 営 規 程

おゆみの中央病院附属在宅クリニック
(介護予防)通所リハビリテーション

令和 6 年 4 月 1 日 改定

医療法人社団 淳英会

おゆみの中央病院附属在宅クリニック 運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条(趣旨)

この運営規程は、医療法人社団淳英会の開設する おゆみの中央病院附属在宅クリニック(以下「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」第8章及び第10章に定める規定並びに施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)」並びに「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省第35号)」の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

第2条(事業の目的)

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所リハビリテーションのサービスを提供するとともに、指定介護予防通所リハビリテーションのサービスの提供をもって、保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条(運営の方針)

各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(3) 利用者の個人情報保護

個人情報に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

第2章 事業所の概要、従事者の職種、員数及び職務の内容

第4条(事業所の概要)

名称	医療法人社団 淳英会 おゆみの中央病院附属在宅クリニック
所在地	千葉市緑区大金沢町 364 番地 1
管理者	院長 佐野 大
連絡先	電話 043-293-8640 ファックス 043-293-8641

第 5 条（職員の職種、員数及び職務の内容）

各サービス事業の職種、員数及び職務内容は、次のとおりです。

職 種	（介護予防） 通所リハビリテーション		職 務	備 考 （兼務等の状況）
	常勤	非常勤		
管理者（院長）	（ 1 ）人	人	職員及び業務の管理	医師業務（兼務）
医師	1 以上	0.3 以上	利用者の健康管理	
薬剤師			薬の調剤	
看護職員	1 以上		利用者の看護	1 以上
介護職員	2 以上	2 以上	利用者の介護	2 以上
支援相談員	1 以上		利用者の相談・調整	
理学療法士	5 以上		機能回復訓練の実施	
作業療法士				
管理栄養士			利用者の栄養管理	医療機関との連携により 1 以上配置
介護支援専門員				
調理員			利用者の食事調理	
事務職員			事務全般	
その他職員				
合 計	10 以上	2.3 以上		

[非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入]※()内は 6 及び 7 単位目を表示

第3章 利用定員

第 6 条（定員）

各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

通所リハビリテーション 7 単位 62 名（指定介護予防通所リハビリテーションを含む）

（④～⑦は短時間通所リハビリテーション）

- ① 9:55～ 16:10（34名）
- ② 9:00～ 12:10（11名）
- ③ 13:00～ 16:10（11名）
- ④ 9:00～ 10:20（17名）
- ⑤ 11:00～ 12:20（17名）
- ⑥ 13:00～ 14:20（17名）
- ⑦ 15:30～ 16:50（17名）

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

第 7 条（内容及び手続きの説明及び同意）

施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章（利用約款）を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

第 8 条（サービスの内容）

各サービス事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
 - 六 送迎サービス
 - 七 レクリエーション
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション、前号に定めるサービス

第 9 条（利用料その他の費用）

- (1) 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、各個人の負担割合に準ずるものとする。
- (2) 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 前 2 項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表 1 のとおりとする。
- (4) サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名を受け取るものとする。

第 10 条（食事の提供）

食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 昼食 午前 12 時から

第 5 章 営業日及び営業時間

第 11 条（指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの、営業日及び営業時間）

指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く)
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。（送迎時間除く）
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。

第 6 章 送迎及び事業の実施地域

第 12 条（通常の送迎の実施地域等）

指定通所リハビリテーション、指定介護予防リハビリテーションにおける通常の実施地域は、千葉市緑区の全域、中央区・若葉区の一部、市原市の一部の区域とする。

第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

第 13 条（日課の励行）

利用者は施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

第 14 条（衛生保持）

利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持の為に施設に協力するものとする。

第 15 条（禁止行為）

利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を掛けること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ちだすこと。

第 16 条（自然災害等への対策）

災害発生時の業務継続について業務継続計画を策定し、必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。また、計画は適宜見直しを行うものとする。

- 一 継続研修及び訓練 年 1 回以上 ※週一回の事業所の会議の中で適宜開催する
- 二 検証・見直し 年 1 回

第 17 条（非常災害対策）

- 一 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。
- 二 通報、消火、避難の各訓練については、年一回訓練を行うものとする。

第 18 条（虐待の防止のための措置）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることとする。
- 二 虐待の防止のための指針を整備することとする。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を年一回行うこととする。
- 四 本項の担当者は介護部門の責任者とする。

第 19 条（身体的拘束適正化のための措置に関する事項）

利用者の尊厳に基づき、身体的・精神的に影響をまねく恐れのある身体的拘束は、緊急をやむを得ない場合を除き、原則として実施しない。身体的拘束適正化のため、指針の策定や委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、拘束が必要な理由、方法、拘束の時間帯及び時間、利用者の心身の状況、拘束開始及び解除の予定を記録する。

- 一 身体的拘束適正化検討委員会 三月に 1 回以上
- 二 継続研修 年 1 回以上

第 20 条（感染症への対策）

利用者及び当事業所職員の感染症予防及び蔓延防止のため、指針、業務継続計画の策定及び委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 一 感染症対策委員会 年 2 回
- 二 継続研修 年 1 回以上

第 8 章 その他運営に関する重要事項

第 21 条（苦情処理）

施設は、別表 2 に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、通所者からの苦情に迅速に且つ適切に対応するものとする。

第 22 条（協力病院）

協力病院は、次のとおりとする。

- 一 協力病院名 医療法人社団 淳英会 おゆみの中央病院
診療科目 整形外科、内科、呼吸器内科、糖尿病内科、循環器内科、
消化器内科、脳神経外科、麻酔科、形成外科、リハビリテー
ション科、リウマチ科
所在地 千葉市緑区おゆみ野南六丁目 49 番地 9
- 二 協力病院名 医療法人社団 誠馨会 千葉中央メディカルセンター
診療科目 外科、内科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科 等
所在地 千葉市若葉区加曽利町 1835 番地 1
- 三 協力歯科医療機関 トムラ歯科クリニック
所在地 千葉市緑区おゆみ野三丁目 22 番地 6 かまとりクリニックビル 5 階

第 23 条（会計の区分）

各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

第 24 条（その他）

- (1) 事業所は、介護に直接かかわる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - 一 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - 二 継続研修 年 1 回
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

(6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団淳英会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

平成 21 年 5 月 1 日	施行
平成 22 年 6 月 1 日	営業日、営業時間、営業地域変更に伴い改定
平成 23 年 6 月 1 日	利用定員変更に伴い改定
平成 25 年 9 月 1 日	利用定員変更に伴い改定
平成 27 年 5 月 1 日	利用定員変更に伴い改定
平成 27 年 9 月 1 日	利用定員変更、協力医療機関追加に伴い改定
平成 28 年 1 月 12 日	利用定員変更、専有面積拡大に伴い変更
平成 28 年 11 月 1 日	利用定員変更に伴い改定
平成 30 年 12 月 1 日	利用定員変更に伴い改定
令和 1 年 12 月 1 日	サービス提供時間変更に伴い改定
令和 3 年 4 月 1 日	虐待の防止のための措置に関する事項の追加に伴い改定
令和 4 年 4 月 1 日	利用定員変更のため改定
令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年度基準改正により改定